

○町田市障がい者施策推進協議会条例

平成22年10月8日

条例第29号

地域福祉部障がい福祉課

改正 平成23年12月28日条例第43号

平成24年3月30日条例第11号

平成25年3月29日条例第8号

平成30年3月29日条例第5号

令和2年9月30日条例第30号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平23条例43・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 法第36条第4項各号に掲げる事務

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第88条第10項に規定する事項

2 協議会は、支援法第89条の3第2項に規定する協議を行うものとする。

（平23条例43・平24条例11・平25条例8・平30条例5・令2条例30・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体の代表
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 経済関係団体の代表
- (5) 教育関係団体の代表
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、通算した任期は、原則として10年を限度とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 専門的事項を調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者（以下これらを「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

(令2条例30・旧第7条繰上・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市規

則で定める。

(令 2 条例 3 0 ・旧第 8 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

(町田市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正)

2 町田市障害者自立支援法の施行に関する条例（平成 1 8 年 9 月町田市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則（平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日条例第 4 3 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定（町田市障がい者施策推進協議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定を除く。） 公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 9 0 号）附則第 1 条第 1 号に規定する日のいずれか遅い日

(3) 第 2 条中町田市障がい者施策推進協議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定 平成 2 4 年 4 月 1 日

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日条例第 1 1 号）

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日条例第 8 号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 8 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定（町田市障害者自立支援法の施行に関する条例第 2 条の改正

規定を除く。)、第2条の規定(町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分を除く。))、第3条の規定(町田市授産センター条例第1条の改正規定に限る。)、第4条の規定(町田市大賀藕絲館条例第3条の改正規定を除く。)、第5条の規定、第6条の規定、第7条の規定(町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分を除く。))及び第9条の規定 平成25年4月1日

- 2 第8条の規定による改正後の町田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。